

令和8年度普通ごみ収集運搬業務説明資料

(業務名) 安芸区普通ごみ収集運搬業務その2

1 業務内容等

仕様書のとおり。

普通ごみの重量及び袋数の調査は、ごみの収集に併せて下記により実施する業務です。

調査の結果は、収集計画を策定するうえで重要な基礎数値となるものであるため、実施に当たっては、調査の趣旨を踏まえ、環境事業所の指示に従ってください。

(1) 重量の調査

原則として4月から6月までの3か月間、本市が指定した区域に排出された普通ごみの重量を調査します。

(2) 袋数の調査

調査時期(通常5月から6月頃)に1週間から2週間程度、各定点に排出されている普通ごみの袋数を調査します。

2 契約の種類

年額契約(総価契約)

3 委託契約金額の支払方法等

支払方法は、毎月払いとし、各月の支払額は次の方法により計算した額とします。

(1) 4月分支払額

委託契約金額から5月から3月まで分の支払額の合計額を除いた額

(2) 5月から3月まで分支払額

委託契約金額の1/12の額(円未満切捨て)

4 使用車種

原則として、2トンパッカー車

5 排出見込量・収集コース・車両台数

(1) 年間・曜日別(週間)排出見込量

区 分	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	週計(kg)	年計(t)
可 燃	21,380	22,548	0	14,544	15,140	73,612	3,828
リ・ペ	0	0	5,031	2,006	2,514	9,551	497
計	21,380	22,548	5,031	16,550	17,654	83,163	4,325

※ 単位は、曜日別・週間：kg、年間：t

※ ごみ量は現在の計画見込量の平均であり、季節等で変動があります。

※ 可燃は可燃ごみ、リ・ペはリサイクルプラ及びペットボトルのことです。

(2) 収集コース

月曜日～金曜日

6コース

※ 収集コース数は、年間の平均的な収集業務を基に算出したもので、普通ごみの重量及び袋数調査の実施時を除き、実際の業務における収集コース数を指定するものではありませんが、仕様書に記載する作業時間内(午前8時30分から午後5時15分まで)に業務を完了する必要があります。

(3) 車両台数

5.9台(2トンパッカー車を、6台以上登録するものとします。5台を超える部分については臨番登録を認めます。)

※ 車両台数は、1年間に使用する台数を単純平均したものであり、日々の収集では変動することがあります。

また、季節等のごみ量の変動によっても車両台数が増減することも予想されますが、委託料の支払は、当初契約する委託料の範囲で行います。

※ 普通ごみの重量及び袋数の調査期間中は、原則として収集コース数に相応する台数以上の車両が必要となります。

6 その他

- (1) 収集区域及び収集コースの詳細については、環境事業所で確認してください。
- (2) 各処分施設に、搬入速度や搬入路の制限がある場合は、必ず遵守するとともに、各施設職員の指示に従って搬入してください。
- (3) リサイクルプラ及びペットボトルについては、透明又は半透明のポリ袋で出してもらうこととしています。
- (4) 市では、分別区分や袋のルールが守られないものは、徹底して取り残す方針としているため、作業に当たっては、理由を記した紙を貼るなどの作業を行っていただくことになります。
- (5) 袋数調査終了後も袋数調査の際に環境事業所が指示した車両台数及び収集回数には原則として従ってください。

ただし、ごみ量の減少等により、市民生活に影響を及ぼさない範囲（収集時間の変動や過積載の恐れがない等）で減車、減回が可能であると環境事業所が判断した場合は、この限りではありません。

- (6) 収集定点によっては、天井高が十分でない可能性がありますので、収集の際は留意してください。